

# 上沼弁護士ヒアリング結果

2018年8月  
知的財産戦略推進事務局

# ポイント

## 1. Appleとの連携体制の構築

○携帯電話(フィーチャーフォン・スマートフォン)を利用したインターネット接続におけるフィルタリング手法には、大きく分けて以下の2つの手法がある。

①携帯電話事業者のネットワーク(3G・LTE・携帯電話事業者の提供するWi-Fi)にフィルタリングをかける手法

②(a) Wi-Fi等の携帯電話以外のISPを通じたインターネット接続  
(b) ブラウザ以外のアプリを通じたインターネット接続

に対応するため、スマートフォンの端末に特定サイトの閲覧ブロックや特定アプリの起動制限処理を施す手法

○スマートフォンのOSがiOSの場合(=iPhoneの場合)、上記の②(a)に関しては、フィルタリングアプリがプリインストールされておらず店頭での設定の必要があるため、時間がかかる。②(b)については、iOS自身の機能制限機能を利用してアプリの利用可否を制御する必要がある。しかし、保護者の中には、こうした設定が面倒だと感じて、そもそもフィルタリングを設定しない者も多い。

○iOSには、ウェブ、アプリ共に、iOSの機能制限を利用してフィルタリングを実施でき、この場合、インストールの問題は生じないが、アクセス制限対象は、Appleが独自に判断しており、必ずしも日本の現状を反映していない。

# ポイント

○このため、青少年ユーザーが安全に安心してインターネットを利用できることを担保しながら、同時にフィルタリングが青少年のインターネット利用を過度に制限しないよう、Appleとの間でiOSの機能制限について情報共有・反映する仕組みを構築することが課題。

## 2. EMA解散後のモニタリング体制

○モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)は、事業者の申請を受けて、管理状況等を審査し、青少年の利用に相応しいサイトやアプリを認定し、同サイト・アプリの運用状況の監視を行うとともに、これらの認定サイト・アプリをフィルタリング対象から除外するための情報提供を行う活動を行った。これにより、青少年がフィルタリングにより安全に安心してインターネットを利用できることを担保しながら、同時にフィルタリングが青少年のインターネット利用を過度に制限することを防いできた。

○しかし、スマートフォンの普及に伴うフィルタリング利用率の低下により、会員企業の会費収入と認定制度の審査・運用監視料によりEMAを運営することが次第に難しくなり、申請ベースでの認定の枠組みではなく、青少年が使うサイトの内容を調査し、保護者が青少年の利用の可否を判断するために有用な情報を提供する形のモニタリング及び情報提供の枠組みを提唱し、大手携帯ISP事業者にコスト負担を依頼したが、調整が合意に至らなかった。

# ポイント

○このため、やむなく2018年5月末でEMAを解散することとなった。今後、EMAの清算法人が2019年4月末まで運用監視を継続するが、その後は関係企業（携帯ISP事業者・フィルタリング会社・OS開発事業者）が独自にフィルタリングを実施することになる。EMA解散後、青少年のネット利用の健全化を担保するための枠組みについては未定である。

## 3. フィルタリングの枠組みへの著作権侵害サイトの追加

○現状においても、著作権侵害サイトは、「不法」としてフィルタリングの対象となっており、きちんとフィルタリングをかけていれば、アクセスができない。また、広告に関する取組などが進んでいけば、著作権侵害サイトは、サイトのコンテンツが不法であるのみならず、不適切な広告、サイト自身のセキュリティ、個人情報の抜き取りなど、アクセスが推奨されない要因が複数発生するであろうことが予想される。

○上記を考慮すれば、著作権侵害サイトへのアクセスがセキュリティ等の上でも危険なものとして、成人を対象に含むセキュリティソフトにおいて著作権侵害サイトをフィルタリング対象とすることもあり得るのではないか（実際、セキュリティソフトにおいてはフィッシングサイトをフィルタリングの対象としているものがある）。成人大っても、自らの意思で著作権侵害サイトのフィルタリングを受け入れることが前提であれば、こうした仕組みを作ることも可能であり、望ましいのではないか。

# 上沼弁護士ヒアリング結果 参考資料

2018年8月  
知的財産戦略推進事務局

# インターネット環境整備法（平成20年法律第79号）概要

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（「青少年インターネット環境整備法」）は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され、平成20年6月成立（平成21年4月施行）。

青少年の適切なインターネット活用能力習得  
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

基本理念

フィルタリング等の推進

民間主導(国等は支援)

政 府

子ども・若者育成支援  
推進本部

策定

基本計画  
(※平成24年7月 第2次基本計画が決定)

- スマートフォンを初めとする新たな機器への対応
- 保護者に対する普及啓発の強化
- 国、地方公共団体、民間団体の連携強化

支援

民 間

携帯電話事業者

プロバイダ等

パソコンメーカー

フィルタリング  
開発・提供事業者

サーバー管理者

その他関係者

フィルタリング提供義務

- 保護者は、利用者が青少年である場合、その旨契約時に携帯事業者に申し出る義務

- 契約者から求められた場合にフィルタリングを提供する義務

- フィルタリングの利用を容易にする措置を講じた上で販売する義務

開発の努力義務

有害情報閲覧防止努力義務

啓発等の努力義務

青  
少  
年

# 旧青少年インターネット環境整備法（平成20年法律第79号）

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第70号)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

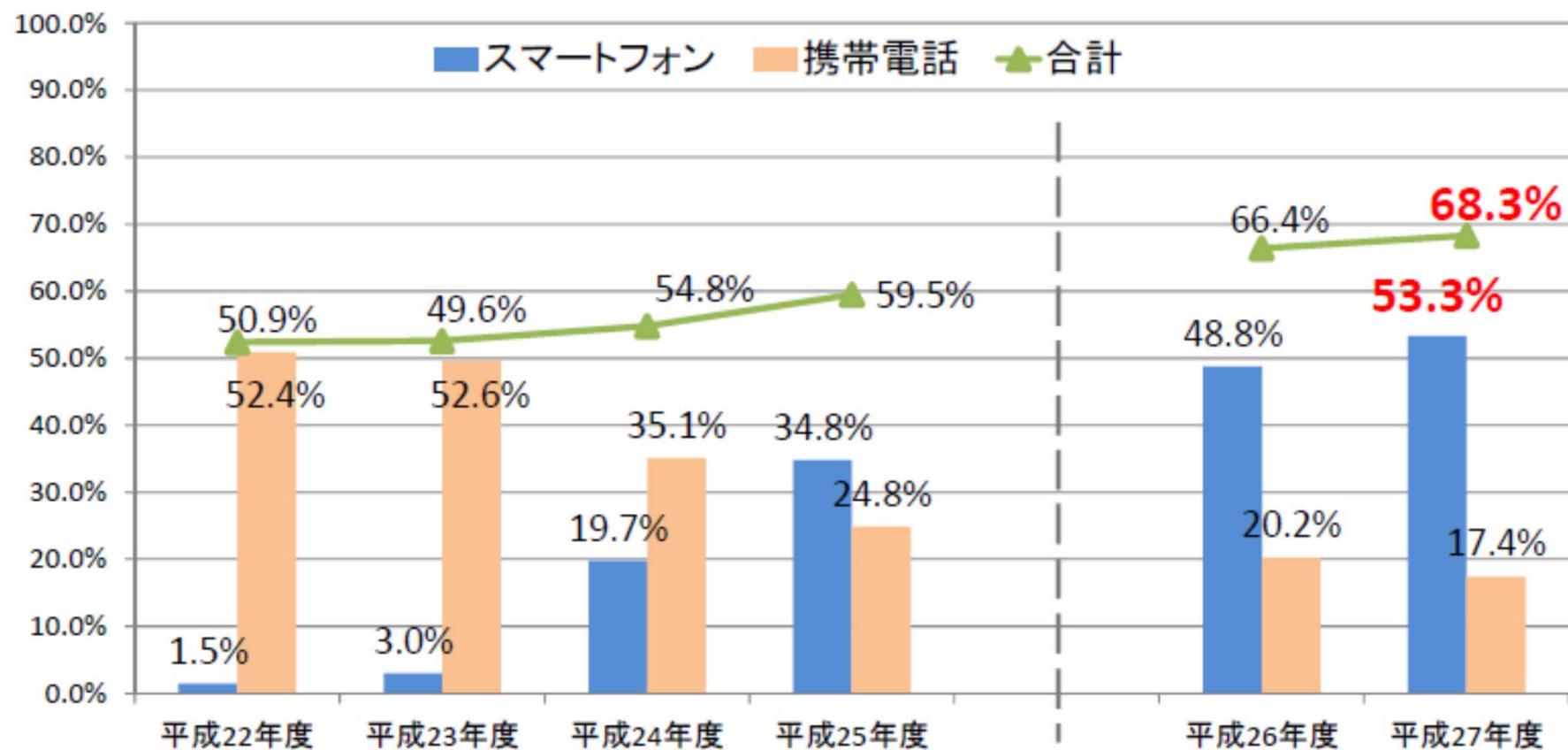
第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

## 青少年のスマートフォン・携帯電話所有状況

- 約7割の青少年(10~17歳)がスマートフォン・携帯電話を所有
- 携帯電話が減り、スマートフォンの所有が進む
- 高校生の93.6%、中学生の45.8%がスマートフォンを所有



(注) 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年。

平成26年度より、調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果と直接比較はできない。

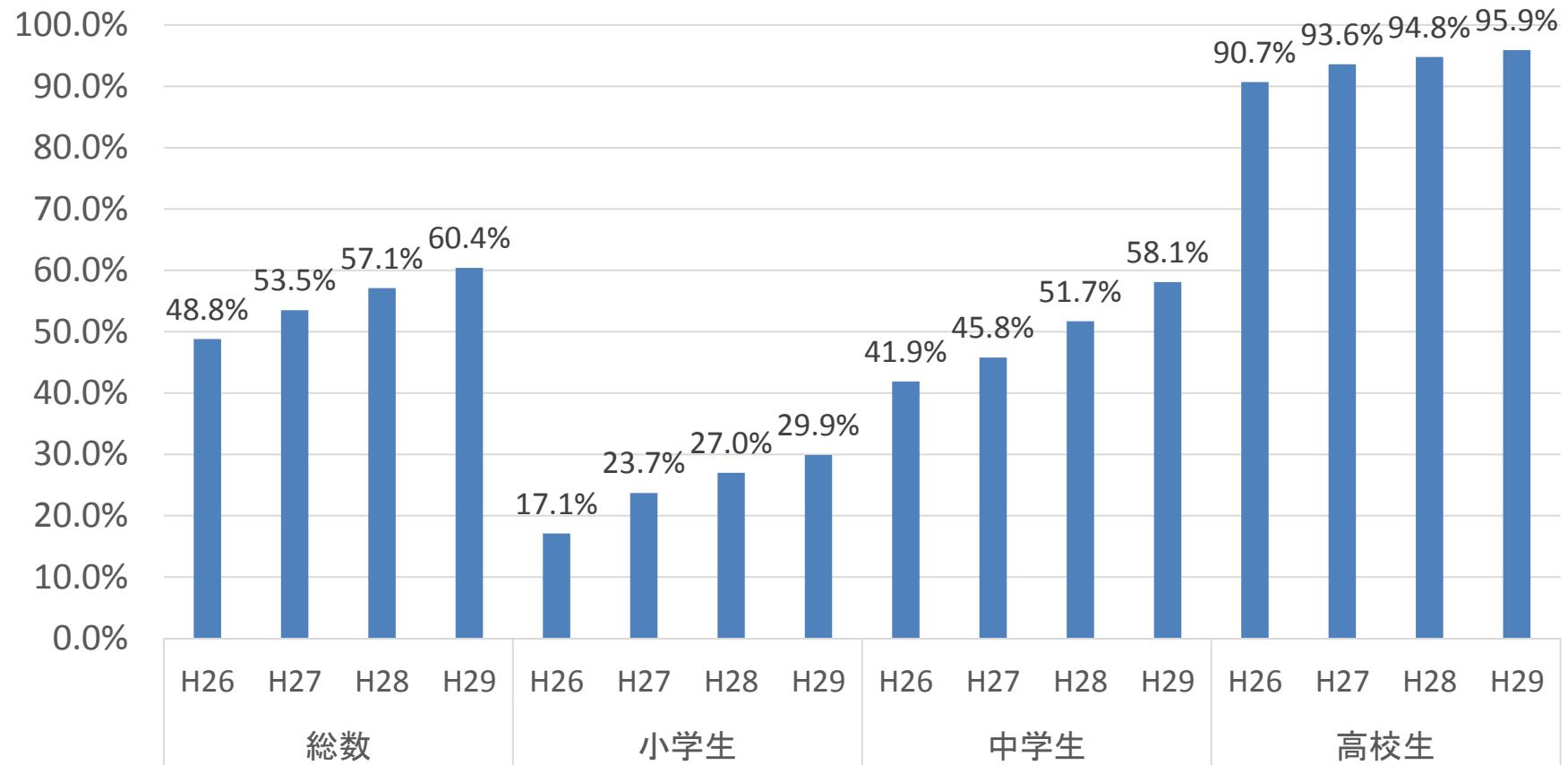
【内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」を基に総務省にて作成】

(出典)総務省「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」第1回(平成28年4月11日)事務局資料

## 青少年のスマートフォン所有状況（年代別）

- ・青少年の中でも、高校生のスマートフォン所有率は、特に高い。
- ・また、高校生のスマートフォン所有率は、年々高くなっている。

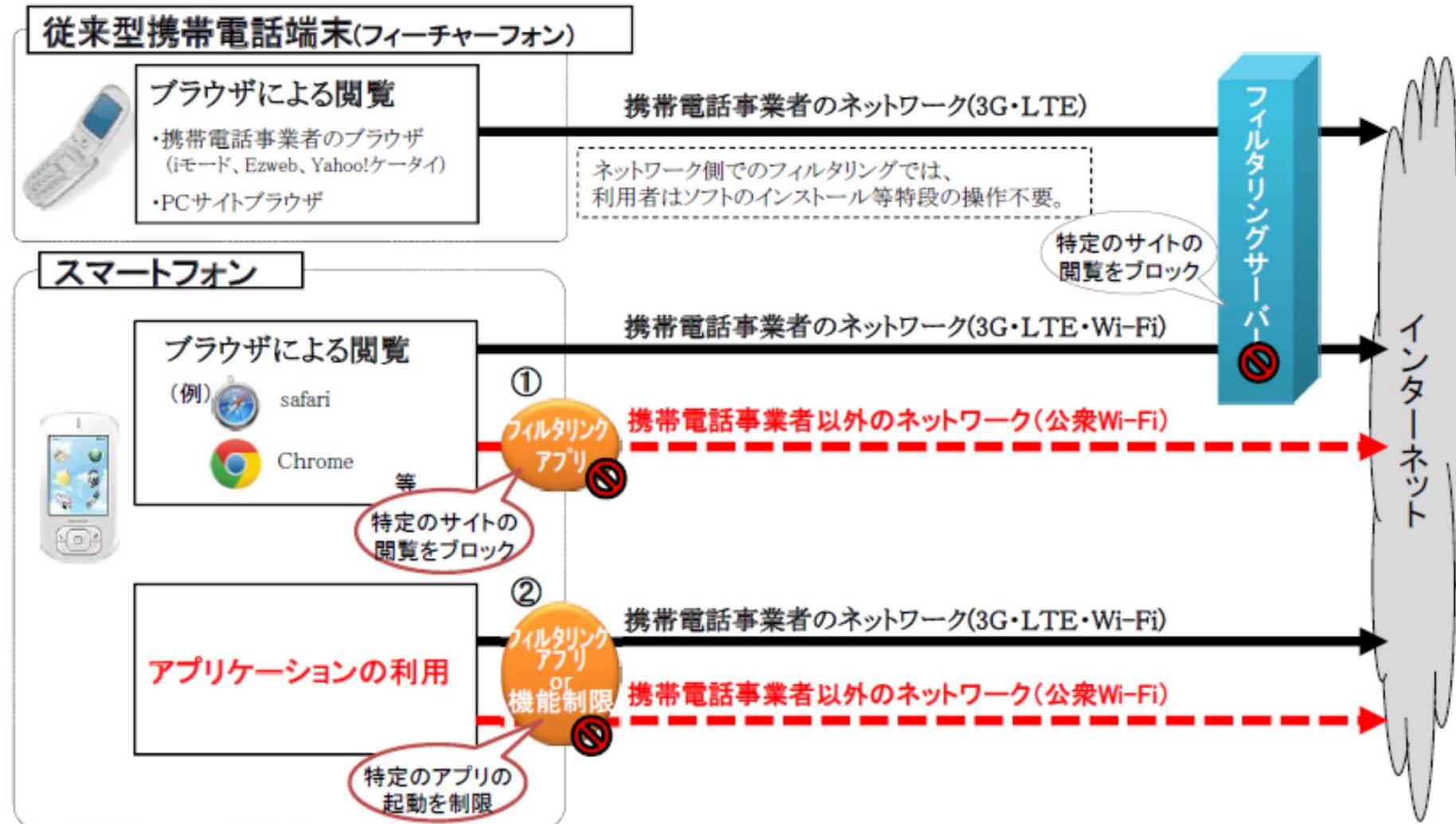
青少年のスマートフォン所有率(年代別)



(出典)内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」より内閣府知的財産戦略推進事務局作成

# スマートフォンにおけるフィルタリング

スマートフォンでは、①無線LANを通じてインターネットにアクセスするときや②アプリケーションを利用するときには、従来の携帯電話におけるネットワークのフィルタリングでは十分に機能しない場合がある。

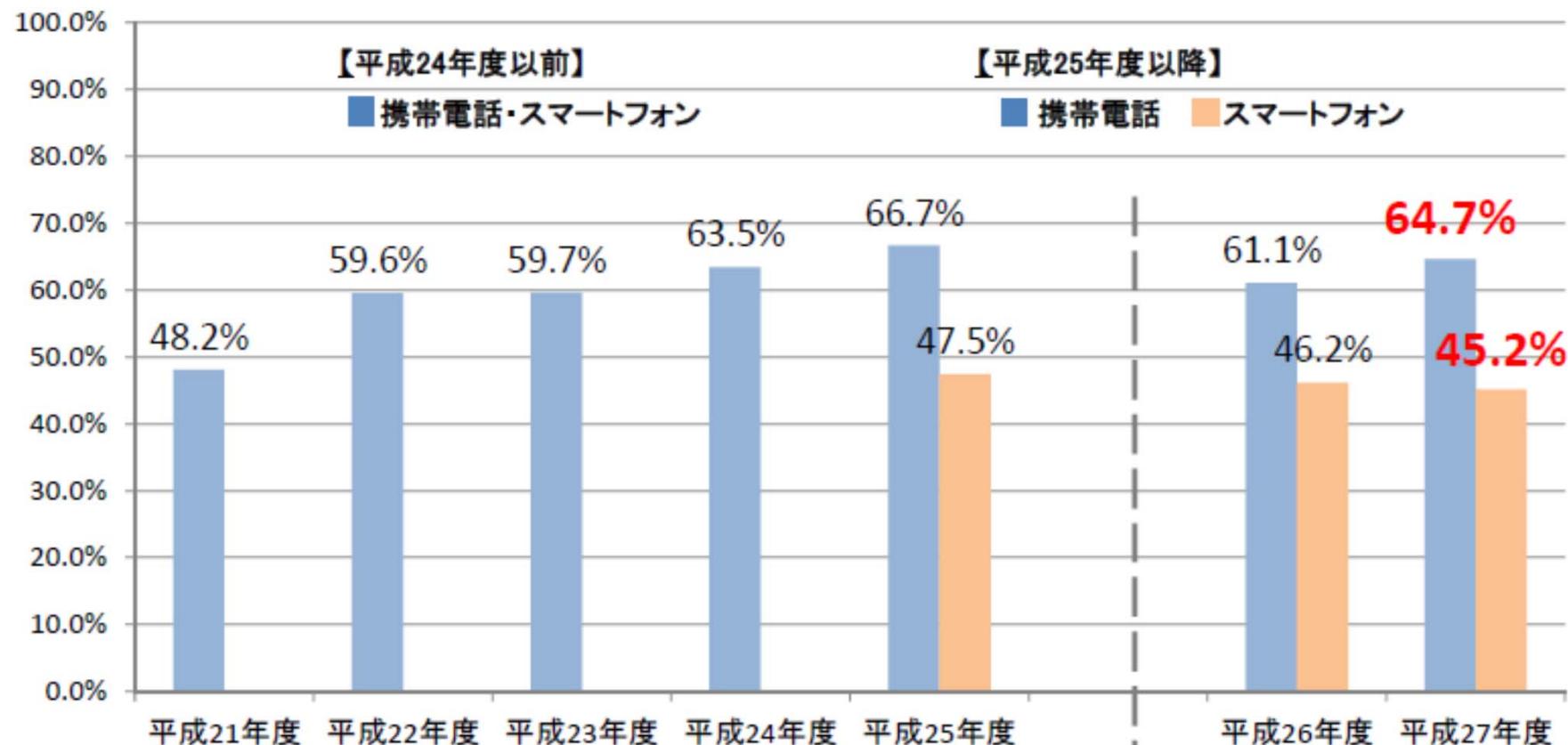


# 青少年におけるフィルタリング等利用率

平成27年度 フィルタリング等\*利用率

\* フィルタリングや本体設定・特定機種などにより機能を制限すること

携帯電話:64.7%、スマートフォン:45.2%



(注) 調査対象は、青少年が携帯電話・スマートフォンを持っていると回答した保護者。

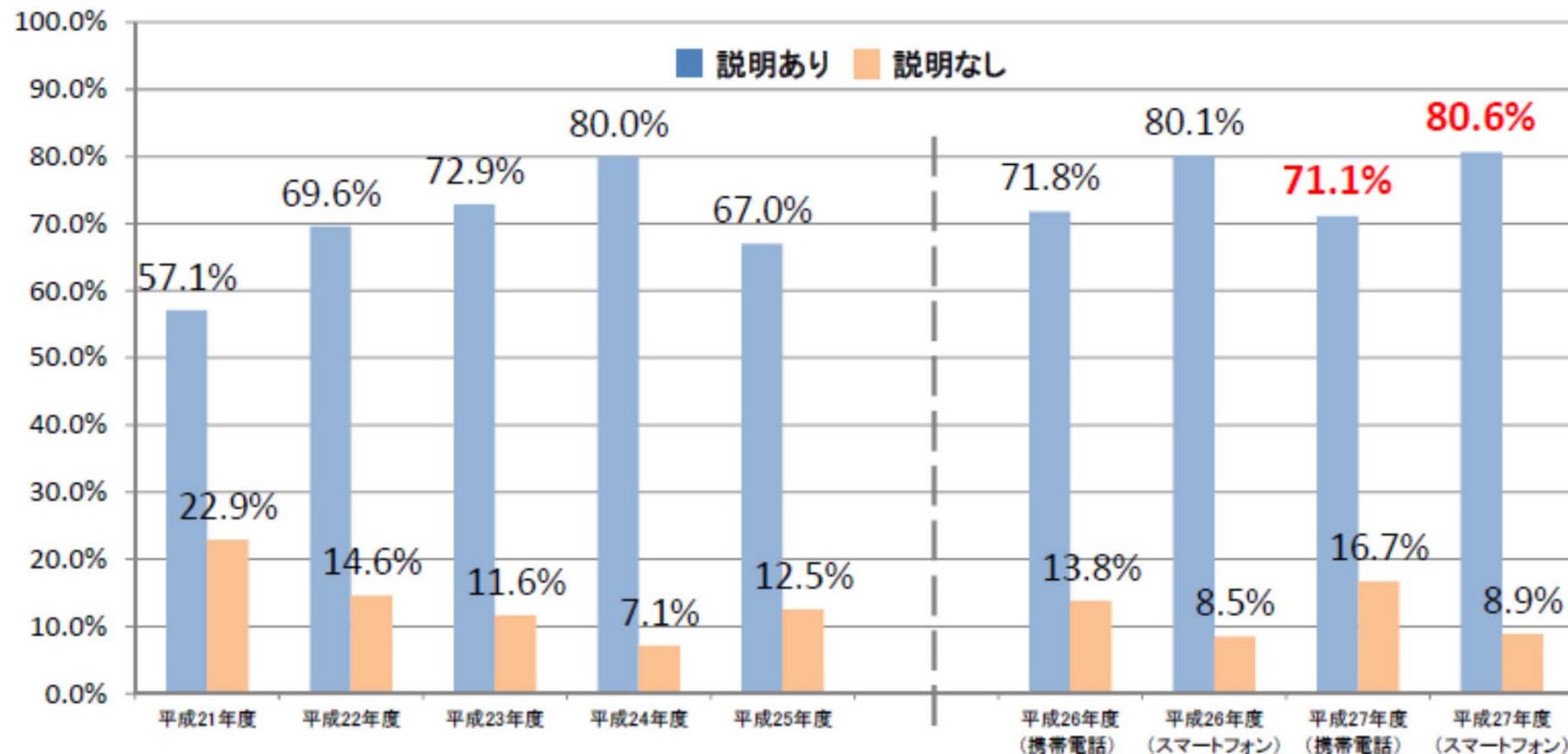
平成26年度より、調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果との直接比較はできない。

【内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」を基に総務省にて作成】

(出典)総務省「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」第1回(平成28年4月11日)事務局資料 11

# 契約時のフィルタリングに関する説明

## 【販売業者からのフィルタリングに関する説明の有無】



(注)「子供が利用しているインターネット接続機器を、店頭またはオンラインや通信販売で購入した」保護者に、  
購入する際に、フィルタリングや使わせ方など保護者の管理について、どのような手段で知ったかを調査。  
平成26年度より、調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果との直接比較はできない。

【内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」を基に総務省にて作成】

(出典)総務省「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」第1回(平成28年4月11日)事務局資料 12

# 改正青少年インターネット環境整備法（平成29年法律第75号）概要

スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷。こうした状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図るための法改正を行う。

## 1. 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(携帯ISP)と契約代理店

新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、下記を義務付け

### 青少年確認

契約締結者又は携帯電話端末の使用者が18歳未満か確認

### フィルタリング説明

- ①青少年有害情報を閲覧するおそれ
- ②フィルタリングの必要性・内容を保護者又は青少年に対し、説明

### フィルタリング有効化措置

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングソフトウェアやOSの設定を行う。

※ フィルタリング義務の対象機器を携帯電話端末だけでなく携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器に拡大

## 2. 携帯電話端末・PHS製造事業者

フィルタリングソフトウェアのプリインストール等  
フィルタリング容易化措置を義務付け

## 3. OS開発事業者

フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置を円滑に行えるようOSを開発する努力義務

2018年2月より施行

## (参考) 改正法における閲覧防止措置と対象機器

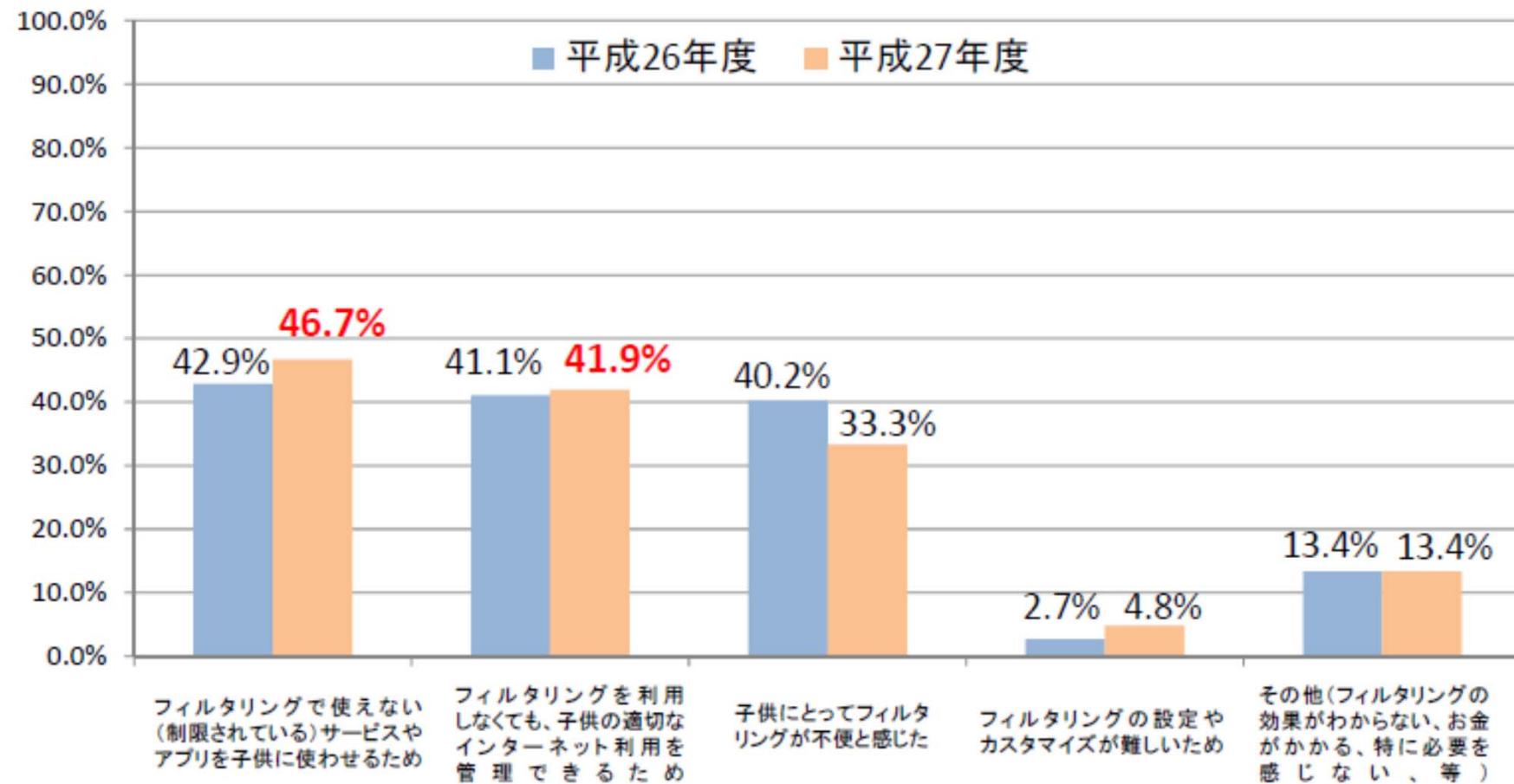
	(旧17条)		(旧18条)		(旧19条)		
閲覧防止のための義務の内容	13条 青少年確認義務	14条 説明義務	15条 フィルタリングサービス提供義務	16条 フィルタリング有効化措置義務	17条 フィルタリング提供義務	18条 フィルタリング利用容易化措置義務	19条 容易化措置円滑化の努力義務
義務主体	携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店 ※15条は前者のみ。				インターネット接続役務提供事業者	製造事業者	OS開発事業者
<b>特定携帯電話端末等</b> (携帯電話回線によるネット接続可能、端末販売が回線契約と併せて行われる場合)							
スマートフォン							
タブレット (Cellular+Wi-Fiモデル)	○	○	○	○	○	○	○
<b>携帯電話端末等</b> (携帯電話回線によるネット接続可能、端末側のフィルタリングの設定不要)							
従来型ガラケー・PHS	○	○	○	×	○	○	○
<b>携帯電話端末等</b> (携帯電話回線によるネット接続可能、端末販売が回線契約と別々に行われる場合)							
持込みのスマホ端末	○	○	○	×	○	○	○
一部の携帯ゲーム機			○	×	○	○	○
<b>その他インターネット接続機器</b> (携帯電話回線接続不可)							
デスクトップパソコン							
タブレット (Wi-Fiモデル)	×	×	×	×	○	○	○
多くの携帯ゲーム機、 携帯音楽プレーヤー等							

※緑色部分：旧法により義務の対象だったもの。（改正後も義務の対象）

※斜線部分：改正法で新たに義務の対象となったもの。

# フィルタリングを解除した理由

## 【保護者がスマートフォン・携帯電話のフィルタリングを解除した理由】



(注) 調査対象は、青少年が携帯電話・スマートフォン等でインターネットを利用しており、「フィルタリングを  
使っていったが解除した」と回答した保護者。

平成26年度より、調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果との直接比較はできない。

【内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」を基に総務省にて作成】

# フィルタリングの実施方法

- フィルタリングサービスは、カテゴリごとに制限するブラックリスト方式で行うことを前提とし、第三者機関により認定された個別サイトが反映されることにより、閲覧制限の対象を最小限に止める仕組み。
- 青少年が安心・安全に利用できるように、フィルタリングの仕組みを活用していくことが重要。

スマートフォンによる  
インターネットの利用形態



特定分類アクセス制限方式  
によるフィルタリング

下記のとおり、個々のサイト・ア  
プリをカテゴリ別に分類

閲覧不可

閲覧可能

不法
薬物
自殺
出会い系
暴力・恐怖
ポルノ
裏情報
セキュリティ
翻訳・キャッシュ
コミュニケーション
ギャンブル・宝くじ
飲酒・喫煙
成人娯楽
主張
ショッピング
懸賞・副収入
趣味・娯楽

ただし、閲覧不可のサイト・アプリで  
も、下記の場合は閲覧可能となる

アプリ提供者が  
第三者機関※による認定を  
受けたサイト・アプリ

(青少年が安全安心に利用できるた  
め、個人間通信のモニタリング等必要  
な措置を講じているサイト等を認定)

※ 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・  
運用監視機構(EMA)等

(保護者の同意の下で)  
利用者が個別に  
カスタマイズ機能を  
用いて閲覧可能とした  
サイト・アプリ

閲覧可能

# 「フィルタリング利用促進検討会」について

## 概 要

期 間：平成28年8月～11月(全4回)

※安心ネットづくり促進協議会、EMA、TCAの三団体が設置した「フィルタリングの在り方に関する検討協議会」の下に設置

テーマ：スマートフォン時代に即したより使いやすいフィルタリングの実現を含めた今後の在り方の論点整理と改善指針の提案

## 結 論\*

- ・ フィルタリングの利用促進を図るため、電気通信事業者については、以下対応を行うことが望ましい

- (1) フィルタリングのわかりやすさ向上(名称・サービス構成等)
- (2) 販売時における対応のさらなる向上
- (3) 「新モード」(「高校生プラス」)の提供
- (4) 総合的なリスク対策の取組
- (5) PDCAによる改善

\*主に電気通信事業者にかかる部分

# フィルタリングのわかりやすさ向上（事業者の取組例①）

フィルタリングサービスの名称やアイコンを業界で統一  
お客様の理解度向上、普及啓発にもプラスの効果

## フィルタリングサービスの名称とアイコン（アプリ）を統一

【現状】

キャリア	Android			iOS		
	web	無線LAN	アプリ	web	無線LAN	アプリ
docomo		ファミリーブラウザ	 あんしんモード		ファミリーブラウザ	iOS 機能制限
au		安心アクセス for Android			安心アクセス for iOS	
SoftBank		スマホ安心サービス			ウェブ安心サービス	
					Yahoo!あんしんネット	

【変更後（見込み）】

キャリア	Android			iOS		
	web	無線LAN	アプリ	web	無線LAN	アプリ
docomo	<b>あんしんフィルター for (キャリア名、ブランド名)</b> (例：あんしんフィルター for docomo)			iOS 機能制限		
au	※共通のアイコンイメージは検討中					
SoftBank						

（出典）電気通信事業者協会「『フィルタリング利用促進検討会』をうけての事業者(TCA)の取り組みについて」  
(総務省「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」第4回(平成28年12月15日))

## 新モードの提供（事業者の取組例②）

店頭では、原則従来のフィルタリングを推奨  
加えて、フィルタリング不使用申出意向のある利用者等への  
**新モード※導入（推奨）**によりフィルタリング未加入者を最小化

※従来のフィルタリング不使用層等をターゲットとした主にSNSを利用可能とするフィルタリング

原則は従来の  
フィルタリングサービスを提供



進学して初めてのスマホで、どの  
フィルタリングに入るのがいい？



従来のフィルタリングを推奨  
※小中高生

フィルタリング不使用者最小化  
のため、「新モード」も用意



特定アプリが使えないで、  
フィルタリングは不使用にしよう



新モード（高校生プラス）を推奨  
※主に高校生の高リテラシー層

「新モード」の一部は設定が簡便（ID取得省略が可能等）  
であり、利用者等の負荷軽減にも期待

## (参考) 新モード (高校生プラス)

### 新モードとは

- 利用者に対して最低限の保護手段を提供することを目的としたフィルタリングレベル

※具体的には主に高校生レベルにプラスしてSNSの利用が可能

既存フィルタリングにかかるフィルタリングレベル

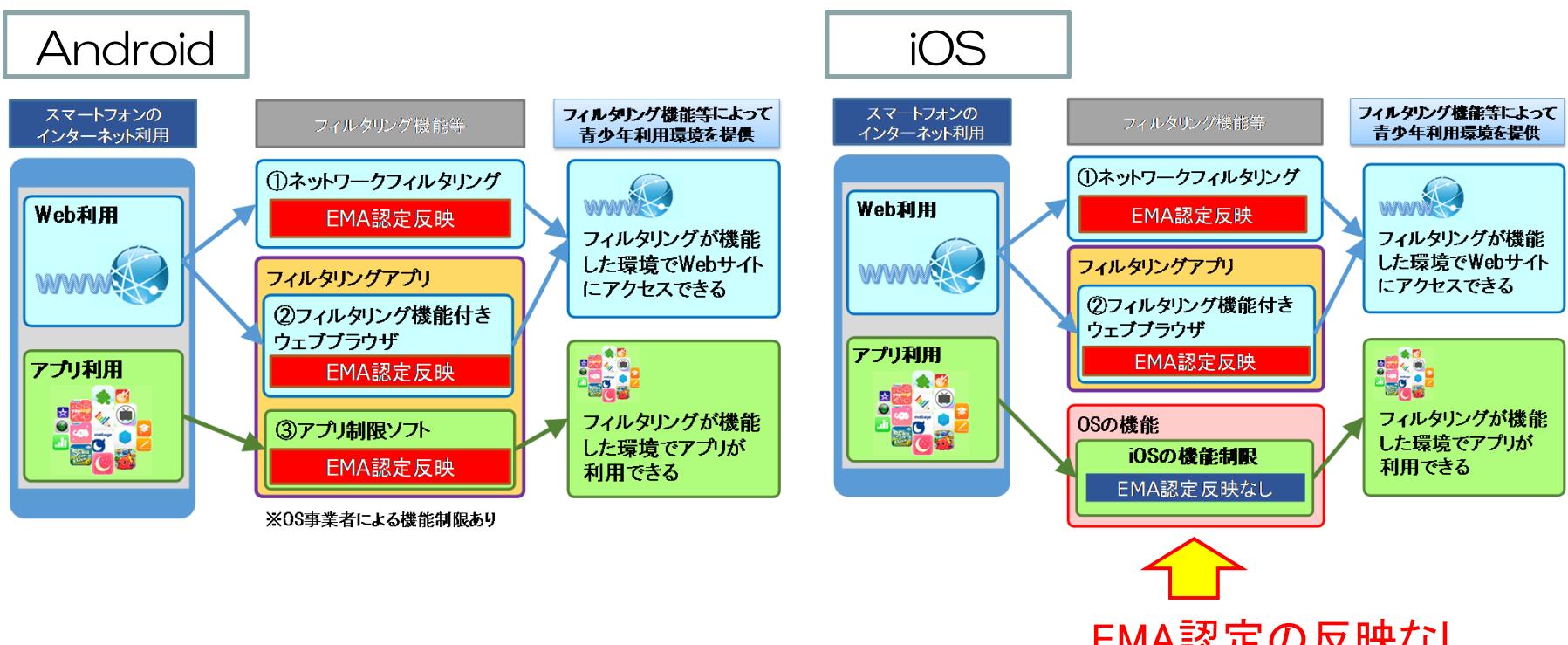
	フィルタリングレベル			
docomo	小学生 	中学生 	高校生 	新モード (高校生 プラス) 
au				
SoftBank				

iOSでは同等のフィルタリングレベルをアダルト機能制限により導入

(出典)電気通信事業者協会「『フィルタリング利用促進検討会』をうけての事業者(TCA)の取り組みについて」  
(総務省「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」第4回(平成28年12月15日))

# モバイルコンテンツ運用管理体制認定制度（新モード導入以前）

- ・モバイルインターネットにおけるWebサイトおよびアプリケーションの運用管理体制を対象とした認定制度。モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)が策定した認定基準に適合した運用管理を行うことで、青少年が利用する上で健全な利用環境を維持・整備。
- ・青少年のフィルタリング利用を促進するため、携帯電話事業者が提供しているフィルタリングにおいて反映され、認定を受けたWebサイトおよびアプリケーションは、フィルタリングのアクセス制限対象から除外。



# EMAにおける新モードへの対応とその後の解散

- ・新モードへの対応として、EMAから携帯電話事業者・Apple社に対して情報提供を行う方向で調整を開始。
- ・しかし、新たな体制整備の見通しが立たず、安定的に活動の実効性を確保した事業を継続することが困難となつたため、2018年5月31日を以て解散。
- ・これに伴い、モバイルコンテンツ運用管理体制認定制度の審査受付は2018年4月13日を以て終了。運用監視については2019年4月末まで実施予定。

OS	App/Web	対応内容
iOS	App（iOS機能制限）	<ul style="list-style-type: none"><li>・EMAの調査において、いわゆる出会い系サービス等（実態上出会い系として運営されているサイト含む）で適正なレーティングが設定されていない場合、モニタリング情報の提供を行っている。</li><li>・情報提供先：Apple社（実施済み）</li></ul>
	Web (iOS機能制限- アダルト制限 ※新モード)	<ul style="list-style-type: none"><li>・iOS向けWebフィルタリングとして位置づけられる「Webサイト-アダルトコンテンツを制限」においても、青少年利用における重大なリスクへ対応できるよう、Apple社-EMAのスキームを構築し、継続的な補正・改善を支援する。</li><li>・情報提供先：Apple社（Apple社-EMAのスキームを調整中）</li></ul>
Android	App（新モード ※新モード）	<ul style="list-style-type: none"><li>・Android向けのフィルタリング・新モード（App・Web）において、青少年利用における重大なリスクへ対応できるよう、モニタリング情報の提供を行い、継続的な補正・改善を支援する。</li><li>・情報提供先：携帯電話事業者</li></ul>
	Web（新モード ※新モード）	

## 新たな業務

（出典）EMA「EMAの新たな取組みに関して～モニタリング（評価・情報提供）～」（総務省「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」第4回（平成28年12月15日））及びEMAプレスリリース資料より、内閣府知的財産戦略推進事務局作成